

新たな静岡県消費者基本計画の策定について

(県民生活課)

1 要旨

- 県は、消費生活条例の改正を契機として平成22年度(2010年度)、4年を期間とする消費者行政推進基本計画(以下、「基本計画」)を策定し、現在、第3次基本計画に基づき、消費者行政施策を展開している。
- 他方、消費者教育推進法の成立を契機として平成26年度(2014年度)、4年を期間とする消費者教育推進計画(以下、「消費者教育計画」)を策定し、現在、第2次消費者教育推進計画に基づき、「自ら学び自立し、行動する消費者の育成」に取り組んでいる。
- 令和3年度(2021年度)に両計画の最終年度を迎えるが、次期計画は2つの計画を一体化させて策定する。

2 現行計画の概要

	基本計画	教育推進計画
根 拠	静岡県消費生活条例第8条の2	消費者教育推進法第10条第1項
県計画上の位置付け	静岡県の新ビジョン(総合計画)の分野別計画	
計画期間	平成30年度(2018年度)～令和3年度(2021年度)までの4年間	
性 質	消費者行政に係る理念、施策の方向性や取組の方針を表したもの	消費者教育に係る理念、施策の方向性や具体的取組の方針を表したもの

3 次期計画の策定方針案

- 基本計画は、県の消費生活行政の全てをカバーした計画として、施策の方向性や取組などを表したものであり、消費者行政の一部分をカバーした教育推進計画は、施策の方向性や取組などの全てが基本計画に包含されるものである。
- 次期計画の策定にあたっては、**整合性を図りながら2つの計画をそれぞれに策定するのではなく、一体的に1つの計画として策定することにより、消費生活に関連する施策を総合的に推進することとする。**

	静岡県消費者基本計画 ※
根 拠	○ 静岡県消費生活条例 第8条の2 ○ 消費者教育推進法 第10条第1項
県計画上の位置付け	静岡県の新ビジョン(総合計画)の分野別計画
計画期間	令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度)までの4年間
性 質	消費生活に関する総合的な計画として、理念、施策の方向性や取組の方針を表したもの

※計画の名称は今後検討する。

4 見直しの方向性

- 大柱1「自ら学び自立し行動する消費者の育成」を「静岡県消費者教育推進計画」と位置づける。
- 大柱2と3に分割して記載していた事業者に関する施策を大柱3にまとめる。
- 大柱4に「消費者・事業者・行政機関のパートナーシップの強化」を新たに位置づけ、消費者問題や消費者行政に求められる課題の変化、多様化に対応した消費者行政の推進を図る。
- 成果指標を1本、大柱ごとに活動指標を1～2本程度設定し、それらと総合計画の指標との整合を図る。
- 一体化後の計画の名称は今後検討する。
- 重点施策を以下の5つとする。

大柱	重点施策	理由
自ら学び自立し行動する消費者の育成	人が幸せになるエシカル消費の推進	2015年に国連で採択されたSDGsの目標達成のため、消費者一人ひとりの行動変容を促す施策を展開する。
	成年年齢引下げ対応した若者の消費者教育の推進	令和4年4月の成年年齢引下げに伴い、未成年者取消権を行使できなくなる若者の消費者トラブル急増が懸念されるため、高校生・大学生への消費者教育が必要である。
消費者被害の防止と救済	高齢者の見守り体制の強化	高齢者による相談件数は多く、今後も少子高齢化が予測されていることから、高齢者の被害防止のための体制強化が急務である。
商品・サービスの安全の確保と消費者取引の適正化	事業者への指導・啓発の強化	消費者被害を防止するため、悪質事業者に対する指導及び法令への理解不足が疑われる事業者への啓発を強化する。
消費者・事業者・行政機関のパートナーシップの強化	市町相談窓口の支援の強化	市町の相談体制が整備され、通常の相談対応は県から市町に移行しており、県は多様化・複雑化する事案への対応など、市町を支援する役割を担う必要がある。

5 スケジュール

時期	内容	議題
5月31日	消費者行政推進本部幹事会	骨子案意見照会
7月1日	第1回消費者教育推進県域協議会	骨子案審議
8月25日	第41回消費生活審議会	骨子案審議
9月下旬	消費者行政推進本部幹事会	計画案・指標案意見照会
9月下旬	第2回消費者教育推進県域協議会	計画案・指標案審議
11月上旬	第42回消費生活審議会	計画案・指標案審議
11月中旬	消費者行政推進本部会議	計画案・指標案意見照会
12月中旬	常任委員会報告	
12月下旬	パブリックコメント（4週間）	
2月中旬	第3回消費者教育推進県域協議会	計画案確定
2月中旬	消費者行政推進本部会議	計画案確定

※総合計画と整合をとるためスケジュールは流動的。

○ 静岡県消費生活条例（平成11年静岡県条例第35号）

（消費者基本計画）

第8条の2 知事は、県民の消費生活の安定及び向上に関する総合的な施策(以下この条において「消費者施策」という。)の計画的な推進を図るため、消費者施策に関する基本的な計画(以下「消費者基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 消費者基本計画は、消費者施策の大綱その他消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、消費者基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く県民の意見を聴くとともに、静岡県消費生活審議会に意見を求めるものとする。
- 4 知事は、消費者基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

○ 消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）

（都道府県消費者教育推進計画等）

第十条 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「都道府県消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 3 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その都道府県又は市町村の区域の消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、第二十条第一項の規定により消費者教育推進地域協議会を組織している都道府県及び市町村にあつては、当該消費者教育推進地域協議会の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めた場合は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を変更するものとする。
- 6 第三項及び第四項の規定は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の変更について準用する。